

## 埼玉県6次産業化プランナー公募要項

埼玉県では、6次産業化に取り組む農業者等の支援強化を図るため、取組の発展段階に即した各種相談等に対応する専門家「6次産業化プランナー」の候補者を募集します。

### 1. 主な業務内容

- (1) 農業者等の経営の発展段階に即した課題の解決に向けた個別相談
- (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ

### 2. 応募資格

6次産業化プランナー候補者に応募しようとする者は次の(1)から(3)の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 下記に掲げる分野のうち1つ以上の高度な専門的知見を有していること。
  - (ア) 農林水産物の加工技術
  - (イ) 農林水産物（加工品）の流通・販路開拓
  - (ウ) 農林水産物（加工品）のマーケティング・新商品企画
  - (エ) 農政、食品安全等に関する法令、制度
  - (オ) 経営管理
  - (カ) 農林水産物の輸出
- (2) 6次産業化に関する案件について、サポート業務若しくはコーディネート業務に携わった経験があり、一定の実績を有していること。または、6次産業化に取り組んだ農業者等であって、一定の成果を上げていること。
- (3) 6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言できる能力を有していること。

### 3. 募集人数

若干名

### 4. 選定方法

- (1) 埼玉県が設置する選定委員会において書類審査及び面接を実施します。
- (2) 選定結果については、速やかにすべての応募者に通知する予定です。なお、選定に係る経過、選定結果等に関するお問合せにはお答え出ませんので、あらかじめ御了承ください。

### 5. 業務形態及び謝礼等

埼玉県からの依頼を受け、業務を実施していただきます。また、業務の実施に係る謝金として、1時間当たり10,000円（交通費、税込）が支給されます。

## 6. 応募方法

(1) 応募に当たっては、事前に次の事項について御確認ください。

(ア) 6次産業化プランナーとして活動していただくには、埼玉県からの依頼が必要であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。

(イ) 応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選定結果は無効となります。

(2) 応募は自薦によるものとし、必要書類を以下のとおり提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

- ・ 提出書類 身上調書(様式第1号)、農林漁業者等への支援実績及び専門的知見の概要(様式第2号)、各1部
- ・ 提出期間 平成30年4月27日(金)から平成30年5月25日(金)まで
- ・ 提出方法 持参又は郵送  
封筒に「6次産業化プランナー応募書類在中」と記載下さい。  
※郵送に伴う事故への対応は致しかねますので、書留等による郵送、または送付後提出先に到着確認を行ってください。
- ・ 提出先 〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県農林部農業ビジネス支援課  
農商工連携・6次産業化担当  
Tel 048-830-4122

## 7. 個人情報の管理

個人情報については、適切に管理し、利用目的以外に第三者への開示、公表はいたしません。